

役員報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人 South-Heart（以下「当法人」という。）の役員報酬等の並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう
常勤でない理事とは、それ以外の理事をいう。
- (3) 常勤の監事とは、監事のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
常勤でない監事とは、それ以外の監事をいう。
- (4) 報酬等とは、その名称の如何を問わず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 89 条で定める報酬、賞与その他の職務の遂行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わず、また費用とは明確に区別されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいい、報酬等は明確に区別されるものとする。

(報酬等の額)

第3条 常勤の理事に対する報酬等の額は、各事業年度に支給する報酬等の総額が 1 名当たり 200 万円を超えない範囲で、理事会において定める。

2 常勤でない理事に対しては、1 時間あたり 1,500 円または理事会等の出席の都度日額 1,000 円を報酬として支給する。ただし、常勤でない理事に対して各事業年度に支給する報酬等の総額は、100 万円を超えないものとする。

3 常勤の監事に対する報酬等の額は、各事業年に支給する報酬等の総額が 1 名当たり 10 万円を超えない範囲で、監事の協議によって定める。

4 常勤でない監事に対する報酬等の額は、各事業年度に支給する報酬等の総額が 1 名当たり 5 万円を超えない範囲で、監事の協議によって定める。

5 代表理事を除く理事、監事に対して、講師謝金を支給する場合には、別途定める謝金規程基準に基づき支給する。

(賞与・退職慰労金等)

第4条 当法人は、役員に対し、前条に規程する報酬等以外に、賞与、退職慰労金その他

の報酬等の支給は行わない。

(報酬等の支払方法)

- 第5条 常勤の役員に対する報酬等は、1時間 1,500円に基づき計算した金額を翌月10日に、本人が指定する本人名義の銀行口座に振込む方法で支払うものとする。
- 2 常勤でない理事に対する報酬等は、1時間 1,500円に基づき計算した金額を翌月10日に、本人が指定する本人名義の銀行口座に振込む方法で支払うまたは理事会出席の報酬は都度遅滞なく支払うものとする。
- 3 常勤でない監事に対する報酬等は、各事業年度に支給する報酬等の総額を2で除した金額(ただし、計算の結果、1,000円未満の金額が生じる場合は、これを切り捨てる。)を12月末日までに、本人が指定する本人名義の銀行口座に振込む方法で支払うものとする。

(費用)

- 第6条 役員が負担した費用については、請求があった日から遅滞なく支払うものとする。

(改定)

- 第7条 この規程の改定は、理事会の決議により行うものとする。

(補則)

- 第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

改定 令和4年9月1日 第3条2項及び5項 文言変更
第5条1項～3項 文言変更

改定 令和5年4月1日
第3条2項及び第5条2項 時給1,000円から1,500円変更